

○環境省令第十五号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月九日

環境大臣 中川 雅治

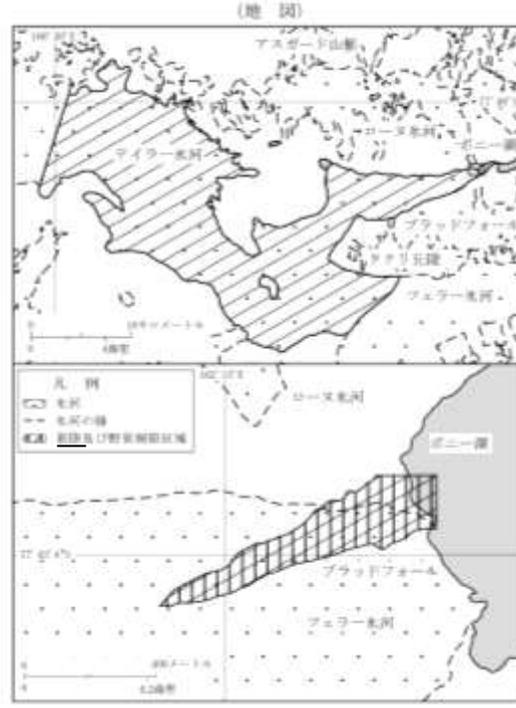
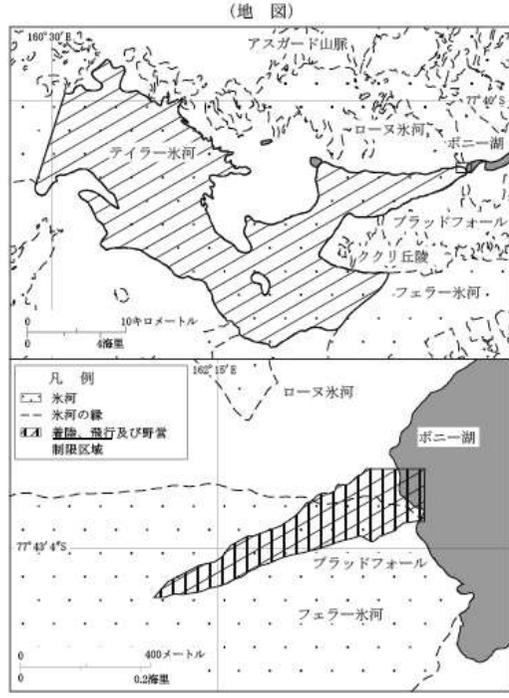
南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(南極哺乳類)</p> <p>第六条 法第三条第十号の環境省令で定める哺乳綱に属する種は、別表第二に掲げる種とする。</p> <p>(南極哺乳類の捕獲等の区分、目的及び条件)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>別記(第一条関係)</p> <p>第七十二附極特別保護地区</p>	<p>(南極哺乳類)</p> <p>第六条 法第三条第十号の環境省令で定める哺乳綱に属する種は、別表第二に掲げる種とする。</p> <p>(南極哺乳類の捕獲等の区分、目的及び条件)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>別記(第一条関係)</p> <p>第七十二附極特別保護地区</p>



別表第五 南極哺乳類等の捕獲等の区分、目的及び条件 (第十一条関係)

区分	目的	条件
一次の各号に掲げる行為	一・二 (略)	一 (略)
イ 南極哺乳類若しくは	三 南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若	二 南極哺乳類若しくは南極鳥類の殺傷又は南極鳥類の卵の損傷をする場合にあつ

別表第五 南極哺乳類等の捕獲等の区分、目的及び条件 (第十一条関係)

区分	目的	条件
一次の各号に掲げる行為	一・二 (略)	一 (略)
イ 南極哺乳類若しくは	三 南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若	二 南極哺乳類若しくは南極鳥類の殺傷又は南極鳥類の卵の損傷をする場合にあつ

一 (略)	<p>南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取若しくは損傷</p> <p>ロ (略)</p>	(略)	<p>しくは南極鳥類の卵の採取以外を目的とする科学的調査若しくは教育資料の収集又は科学的調査若しくは教育資料の収集の支援の用に供する常設の建築物の建築に伴いする南極哺乳類若しくは南極鳥類（その卵を含む。）の保護</p>	(略)	<p>ては、殺傷若しくは損傷する個体（卵を含む。この号において同じ。）の数が少数であり、かつ、他に確認を受けた採捕、殺傷若しくは損傷（議定書の締約国たる外国の法令であつてこの法律に相当するものの規定により当該締約国において許可その他の行政処分を受けてするもの及び当該処分を受けることを要しないとされているものを含む。）との累積により当該殺傷若しくは損傷する個体の生息地における当該個体の数が次の繁殖期を経た後に於いて著しく減少することのないこと。</p> <p>三 (略)</p>
-------	--	-----	---	-----	--

一 (略)	<p>南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取若しくは損傷</p> <p>ロ (略)</p>	(略)	<p>しくは南極鳥類の卵の採取以外を目的とする科学的調査若しくは教育資料の収集又は科学的調査若しくは教育資料の収集の支援の用に供する常設の建築物の建築に伴いする南極哺乳類若しくは南極鳥類（その卵を含む。）の保護</p>	(略)	<p>ては、殺傷若しくは損傷する個体（卵を含む。この号において同じ。）の数が少数であり、かつ、他に確認を受けた採捕、殺傷若しくは損傷（議定書の締約国たる外国の法令であつてこの法律に相当するものの規定により当該締約国において許可その他の行政処分を受けてするもの及び当該処分を受けることを要しないとされているものを含む。）との累積により当該殺傷若しくは損傷する個体の生息地における当該個体の数が次の繁殖期を経た後に於いて著しく減少することのないこと。</p> <p>三 (略)</p>
-------	--	-----	---	-----	--

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～七十一南極特別保護地区	(略)
第七十二南極特別保護地区	一～三 (略) 四 原則として、航空機は、別記の地図上に示された区域の直上空域であつて、地表から高度百メートル以下の空域を飛行しないこと。 五～十二 (略)
第七十三～七十五南極特別保護地区	(略)

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～七十一南極特別保護地区	(略)
第七十二南極特別保護地区	一～三 (略) (新設) 四～十二 (略)
第七十三～七十五南極特別保護地区	(略)

様式第一の二（第十条関係）

[別紙3]

南極地域活動における制限関連行為総括表

②<生きていない哺乳綱又は鳥綱に属する種の個体（個体の一部を含み加工品を除く。）の南極地域への持込み> 有・無  
(法第14条第1項)

有の場合	持込品目の種類	
	生きていない家きんの持込みを行う場合の品目別の持込み前の検査の内容等	
	持出し及び検査を行う国	
	検査の内容	
	品目別の持込み後の管理及び除去又は処分の方法	
	行為者の氏名	

③<南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取又は損傷> 有・無  
(法第14条第2項第1号)

有の場合	別紙3-1により、行為の詳細を記載
------	-------------------

様式第一の二（第十条関係）

[別紙3]

南極地域活動における制限関連行為総括表

②<生きていない哺乳綱又は鳥綱に属する種の個体（個体の一部を含み加工品を除く。）の南極地域への持込> 有・無  
(法第14条第1項)

有の場合	持込品目の種類	
	生きていない家きんの持込みを行う場合の品目別の持ち込み前の検査の内容等	
	持ち出し及び検査を行う国	
	検査の内容	
	品目別の持込み後の管理及び除去又は処分の方法	
	行為者の氏名	

③<南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取又は損傷> 有・無  
(法第14条第2項第1号)

有の場合	別紙3-1により、行為の詳細を記載
------	-------------------

[記載要領]

1. ～4. (略)
5. ⑤の行為には③及び④の行為は含まないものとし、具体的には次のとおりとする。
  - ⑤-1 南極哺乳類又は南極鳥類に触れる行為
  - ⑤-2 南極哺乳類又は南極鳥類を苦しめる行為
  - ⑤-3～⑤-7 (略)
  - ⑤-8 南極哺乳類、南極鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物（議定書附属書Ⅱ第1条(d)の在来無脊椎動物をいう。以下同じ。）の生育地又は生息地に有害な変化をもたらす行為（⑤-7の行為を除く。）

ただし、⑤-1、⑤-2及び⑤-6の行為には③の行為に伴って行われるものは含まないこと。
6. ・7. (略)

[記載要領]

1. ～4. (略)
5. ⑤の行為には③及び④の行為は含まないものとし、具体的には次のとおりとする。
  - ⑤-1 南極哺乳類又は南極鳥類に触れる行為
  - ⑤-2 南極哺乳類又は南極鳥類を苦しめる行為
  - ⑤-3～⑤-7 (略)
  - ⑤-8 南極哺乳類、南極鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物（議定書附属書Ⅱ第1条(d)の在来無脊椎動物をいう。以下同じ。）の生育地又は生息地に有害な変化をもたらす行為（⑤-7の行為を除く。）

ただし、⑤-1、⑤-2及び⑤-6の行為には③の行為に伴って行われるものは含まないこと。
6. ・7. (略)

[別紙 3-1]

南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取若しくは損傷の詳細

[別紙 3-3]

南極地域に生息し、又は生息する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為の詳細

[3-3-1] 南極哺乳類又は南極鳥類に触れる行為  
(略)

[3-3-2] 南極哺乳類又は南極鳥類を苦しめる行為  
(略)

[3-3-3] ~ [3-3-7] (略)

[3-3-8] 南極哺乳類、南極鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物の生育地又は生息地に有害な変化をもたらす行為  
(略)

[別紙 3-4-3]

液状の廃棄物の環境 省令で定める地域に おける埋立（法第 16	B-1	場所	
		方法	
		行為者の氏名	

[別紙 3-1]

南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取若しくは損傷の詳細

[別紙 3-3]

南極地域に生息し、又は生息する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為の詳細

[3-3-1] 南極哺乳類又は南極鳥類に触れる行為  
(略)

[3-3-2] 南極哺乳類又は南極鳥類を苦しめる行為  
(略)

[3-3-3] ~ [3-3-7] (略)

[3-3-8] 南極哺乳類、南極鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物の生育地又は生息地に有害な変化をもたらす行為  
(略)

[別紙 3-4-3]

液状の廃棄物の総理 府令で定める地域に おける埋立（法第 16	B-1	場所	
		方法	
		行為者の氏名	

条第2号) B	B-2	場所		条第2号) B	B-2	場所	
		方法				方法	
		行為者の氏名				行為者の氏名	

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年八月十日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。